

欧州復興開発銀行 (EBRD) 設立協定の改正

本協定改正の背景

- 2010年12月～ 大規模デモを契機としてアラブ諸国で旧政権が崩壊。国際社会に対して支援を要請。
- 2011年5月 G8サミットにおいて、EBRDの業務の地理的範囲を拡大するよう要請。
- 2011年7月末 EBRD理事会がEBRDの業務の地理的範囲の拡大等を内容とする協定の改正をEBRD総務会に勧告。
- 2011年9月30日 上記勧告をEBRD総務会が承認。

欧州復興開発銀行 (EBRD) とは？

- 1991年、中東欧諸国・旧ソ連下の諸国等の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成を支援するために設立。
- 主要な業務は、民間企業及び市場指向型経済への参加へ移行しつつある国有企業に対する貸付け、株式投資、保証、技術協力等。
- 本部はロンドン、63か国・2機関で構成。日本は原加盟国。

本協定改正のポイント

EBRDは、現在の受益国 (支援対象国) である中欧及び東欧の諸国並びにモンゴルに加え、総務会が受益国とすることを決定する **地中海の南部及び東部の諸国においても業務を行うことが可能となる。**

本協定改正受諾の意義

- 本改正により、EBRDの業務の地理的範囲が地中海の南部及び東部にまで拡大され、緊急の支援を必要としているエジプト等を始めとする同地域の国々において、民間の分野の活動の育成、改善及び拡大の促進や技術協力等を通じた支援が可能になる。
- 我が国は、①公正な政治・行政運営、②人づくり、③雇用創出・産業育成を中心に、中東・北アフリカ地域の安定的移行及び国内諸改革の実現に向けた自助努力を支援していく方針。これら地域の諸国に対するEBRDによる支援を可能とし、もってその民主化・市場経済への移行に係る知見を活用することは、我が国のかかる方針とも合致。
- G8サミット等国際社会が求める、EBRDによる中東・北アフリカ地域への支援を早期に実現するため、米国に次いで第2位のEBRD出資国である我が国が本協定改正を早期に受諾し、他の加盟者の早期の受諾を促すことが重要。